

令和7年4月1日からの電子申請対象について

2-3 電子申請対象建築物等

センターにおける電子申請対象建築物・対象業務

1. 対象建築物

以下に該当する規模の建築物を対象とします。

- ◆法第6条第1項第2号に該当する建築物のうち、階数が2以下かつ延べ面積が300㎡以下で、**構造に関して仕様規定に適合するもの**
- ◆法第6条第1項第3号に該当する建築物
- ◆法第68条の10第1項に該当する建築物

2. 対象業務種別

上記1. に掲げる対象建築物の業務を対象とします。

- ◆確認申請、計画変更申請、中間検査申請、完了検査申請

※下記については**新築**に限ります。

- ◆適合証明（フラット35）設計検査申請、中間現場検査申請、竣工現場検査申請
- ◆設計住宅性能評価申請、建設住宅性能評価申請
- ◆長期使用構造等の確認申請

※下記については**一戸建ての住宅、長屋、共同住宅**に限ります。

- ◆BELSに係る評価申請
- ◆建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）

3. その他

上記以外の建築物・EV・工作物でもお引き受けできる場合がありますので、申請先の各事務所へご相談ください。

必要添付書類・手数料について

○必要添付書類や手数料については、当センターホームページをご覧ください。

アップロードするファイルについて

○データは**PDF**または**DocuWorks文書ファイル形式**でご提出ください。
また、できるだけ**圧縮ファイル（ZIP形式など）**でまとめてお願いいたします。

○データの**アップロード**は1ファイルあたり**50MBが上限**であるため、50MB以上のファイルは、お手数ですが分割してアップロードをお願いいたします。
(50MB以上のファイルをアップロードすると、エラーとなります)

○**「確認申請プログラム」（申プロ）**データもご提出いただけます。
※ただし、PDFまたはDocuWorks文書ファイルの確認申請書データもご提出が必要です。